

●香川県告示第85号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定区域（廃止済一般廃棄物最終処分場）

指定番号	所在地	埋立地の区分
香一廃一1	東かがわ市引田字中山1803番	省令第12条の31第2号
香一廃一2	東かがわ市馬篠1193番3の一部、1194番3、1196番2、1196番7の一部、1198番6、1198番7、1199番1、1200番、1201番1、1201番2、1201番3、1201番4、1201番5、1203番	政令第13条の2第1号
香一廃一3	小豆郡小豆島町坂手字大手城乙1688番1、乙1688番2、乙1688番3、乙1688番4、乙1724番1、乙1724番2、乙1724番3、乙1724番4、乙1730番2	政令第13条の2第1号
香一廃一4	綾歌郡綾川町陶字丸山989番	政令第13条の2第1号
香一廃一5	仲多度郡まんのう町後山字樋向114番8、115番1、115番2、115番3、115番4、115番5、115番6、115番7、115番8、119番33、119番52、119番61	政令第13条の2第1号
備 考		
1 所在地は、平成21年7月9日現在において有効な地番とする。		
2 埋立地の区分の欄中「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。		
3 埋立地の区分の欄中「省令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。		
4 指定区域ごとの帳簿及び図面は、香川県環境森林部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。		